

こ支障第221号  
令和6年10月2日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

### 障害児入所施設等における集中的支援加算費について

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において、強度行動障害を有する入所児童の状態が悪化した際に、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が障害児入所施設等に集中的に訪問等を行い、適切なアセスメントの実施及び有効な支援方法の整理を障害児入所施設等とともにを行い、当該入所児童の環境調整及び行動障害の軽減を図ることを目的に、別紙の通り「集中的支援加算費実施要綱」を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ円滑な実施を図られたい。

## 集中的支援加算費実施要綱

### 1 目的

強度行動障害を有する入所児童に集中的支援加算費を適用し、広域的支援人材の訪問を通じた適切なアセスメントの実施及び有効な支援方法の整理を行うことによって、当該入所児童の環境調整及び行動障害の軽減を図り、もって当該入所児童の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

### 2 対象者について

集中的支援加算費の適用の対象となる者は、障害児入所施設等の措置児童であって、別紙「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、20点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたもの（以下「対象児童」という。）であること。

### 3 支援の実施について

対象児童の状態が悪化した場合において、対象児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において対象児童に係る支援を行うもの（広域的支援人材）を障害児入所施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって対象児童に対し集中的支援を行う。

### 4 その他の留意事項について

- (1) 広域的支援人材の認定の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について（こ支障第75号・障障発0319第1号こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）」中の3（1）と同様の取扱いとする。
- (2) 集中的支援に当たっては、以下に掲げる取組を行う。
  - ① 広域的支援人材が、対象児童及び障害児入所施設等のアセスメントを行うこと。
  - ② 広域的支援人材と障害児入所施設等の従業者が共同して、対象児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。
  - ③ 障害児入所施設等の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、入所支援計画及び支援計画シート等（「強度行動障害児特別支援加算費について」（令和6年●月●日付こ支障第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める強度行動障害児特別支援加算費を適用する障害児入所施設等に限る。）に基づき支援を実施すること。

- ④ 障害児入所施設等が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、対象児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、対象児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。
- (3) 対象児童の状況及び支援内容について記録を行う。
- (4) 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得る。

## 5 経費

この実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)によるものとする。

強度行動障害判別指針  
強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻りにいく、などの行為で止めても止めきれないもの。
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10 沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさまられずつきあっていかれない状態を呈する。
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

行動障害の内容	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 沈静化が困難なパニック			あり
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり